

猪名川町都市計画審議会運営規則

平成 14 年 2 月 15 日
都市計画審議会規則第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、猪名川町都市計画審議会条例(平成 12 年条例第 10 号。以下「条例」という。)
第 8 条の規定により、猪名川町都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関して、必要
な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の選挙)

第 2 条 会長及び副会長の選挙の方法は、無記名投票で行い、最多数の票を得た者をもって当選人と
する。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 前項の規定にかかわらず、委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法により定めることがで
きる。

3 前 2 項に関し、会長は条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する委員のうちから、副会長は条例第 3 条
第 1 項第 3 号に規定する関係行政機関及び兵庫県職員を除いた委員のうちから、それぞれ選出する。

(任 期)

第 3 条 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議の招集)

第 4 条 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の開催の日の 5 日前までに開催の日時及
び場所を委員及び議事に関係のある臨時委員並びに専門委員に議案を添えて通知するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(欠席の届出)

第 5 条 委員及び臨時委員並びに専門委員は、病気その他の理由により審議会に出席することができ
ないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(委員の代理出席)

第 6 条 委員のうち関係行政機関又は兵庫県職員に限り、事故その他やむを得ない理由により審議会
に出席できない場合で、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることが
できる。

2 前項の代理人は、審議会において意見を述べ、又は議決に加わることができるものとする。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員でない者を審議会に出席させて、その意見又は説
明を求めることができる。

(議 長)

第 8 条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 議長は、会議の議事を主宰し、秩序を保持する。

(議題の宣告)

第 9 条 議長は、会議に付する案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

2 議長は、審議上必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。
(議案の説明)

第10条 議長は、必要と認めるときは、関係人(幹事、又は会長が必要と認めて会議に出席させた者をいう。)に議案の説明又は報告を求めることができる。

(発言の許可)

第11条 審議会において発言しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

(表 決)

第12条 議案の説明及び質疑が終了したときは、議長は質疑の終結を宣言して表決に付さなければならない。

2 前項の表決の宣言があった後は、何人も議題について発言することができない。

ただし、表決の方法についての発言はこの限りでない。

3 表決の方法は、投票、選挙、又は異議の有無によるものとし、議長が適宜これを用いる。

(審議会の公開)

第13条 審議会(審議会の運営に関する議事を除く。)は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会を公開しない旨の議決したときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例(平成10年条例第26号)第9条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 審議会の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第14条 会長は議事録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 審議会の会議の日時及び場所

(2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

(3) 会議の内容

(4) その他会議において必要と認めた事項

2 議事録に署名押印する委員は2人とし、議長があらかじめ指名する。

3 議事録は、次の各号に掲げる事項を除いて公開することができる。

(1) 発言した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

(2) 前項に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項

(3) 事前説明事項に関する議案事項

(4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(公 印)

第15条 審議会の会長の公印は、次のとおりとする。

名 称	寸 法	用途	個数	管理者
猪名川町都市計画 審議会会長之印	1.8センチメートル 四方	会長名をもって する文書	1	都市計画課長

(補 則)

第16条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年2月15日から施行する。

(猪名川町都市計画審議会運営要領の廃止)

2 猪名川町都市計画審議会運営要領(平成12年都市計画審議会要領第1号)は廃止する。